四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九条並びに同法附則第二十七条第六項、第十一項及び第十四項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十三項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「若しくは第十一項」を「若しくは第十二項」に、「及び第十一項」を「及び第十二項の規定」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第十二項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第十二項中「第九項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十一項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第九項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年金の受給権者（附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。）が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超える場合について準用する。

附則第二十八条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に改める。

附則第三十条第一項中「若しくは第二十条第二項及び第三項」を「、第二十条第二項及び第三項若しくは第二十条の二第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。）であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き（その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十一条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七条第一項第一号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）」に改める。

附則第十一条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十二条中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九条第二項及び第四項」を「第八十四条の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十五条の見出しを「（平成二十四年一元化法改正前国共済法による給付）」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、第九項」を「、第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第一項の規定を適用する。

附則第十七条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十条第二項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

一条第二項の規定を適用する。

附則第十六条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金については、平成二十四年一元化法附則第